

（ずっとあい）終身生命（低解約返戻金型）と（ずっとあい）終身医療では、商品内容が異なります。  
（ずっとあい）終身生命（低解約返戻金型）のみに該当する部分、  
（ずっとあい）終身医療のみに該当する部分です。

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください（契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください）。

## I. 【契約概要】ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

## 1. 商品のしくみ

## ①特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、当会）が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員にならなければなりません（⇒⑤契約者または被共済者の範囲）参照）。

《ずっとあい》終身生命（低解約返戻金型）（以下、「終身生命（低解約返戻金型）」）および《ずっとあい》終身医療（以下、「終身医療」）の契約では、終身共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

## ②保障期間等

《ずっとあい》の共済期間は終身です。

【例】発効日：30歳

一生懸命

共済期間：終身  
掛金払込期間：「終身生命（低解約返戻金型）」短期払（60・65・70・80歳払込満了\*2）、  
「終身医療」短期払（60・65・70歳払込満了\*2）・終身払

掛け金払込方法：月払、年払

掛け金払込経路：口座振替\*3

\*1 解約等により共済期間の途中で契約が終了した場合は、終了日までです。

\*2 発効時年齢によって選択できます。なお、共済期間中に払込期間の変更はできません。

\*3 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

\*4 掛け金額・加入できる年齢、保障内容については【保障表】・満期金・解約返戻金等については契約意向確認書をご覧ください。

## ④「終身生命（低解約返戻金型）」の解約返戻金について

共済掛け金払込期間中の解約返戻金を抑制するしくみで掛け金を計算しています（共済掛け金払込期間中は解約返戻金を抑制しない場合の70%）。解約返戻金の額は、加入年齢・掛け金払込期間・経過年数等によって異なりますが、発効後、短期間で解約した場合、解約返戻金はまったくないかあってもごく少額です。なお、共済金をお支払いした場合、解約返戻金はありません。ただし、年払契約で未経過共済期間に対応する掛け金相当額がある場合は返金します。

## ⑤「終身医療」の解約返戻金について

解約返戻金はありません。ただし、短期払（60・65・70歳払込満了）で掛け金満了後に契約を終了した場合には、入院日額の10倍をお支払いします。なお、年払契約で未経過共済期間に対応する掛け金相当額がある場合は返金します。

## ⑥契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができる方は、次の範囲の方に限りません。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のアトイをいずれも満たす方 ア. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）のいずれかの方 イ. 各コースの加入できる年齢の方
第1順位：①契約者の配偶者	②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。
第2順位以下：次の②～⑤の順	③各コースの加入できる年齢の方

⑦「終身生命（低解約返戻金型）」の所定の健康診断書の提出が必要な場合

発効日において次のいずれかに該当する方は、所定の健康診断書の提出が必要です。

・満51歳以上満65歳以下で500万円を超える場合

・満66歳以上の場合（共済金額に関わらず）

※健康診断書の内容によっては加入できない場合があります。なお、すでにご加入の「終身生命（低解約返戻金型）」の契約がある方は、合算した共済金額\*4で判断します。

\*4 2022年9月1日以前に発効した低解約返戻金型ではない「終身生命」も合算します（⑦も同じです）。

## ⑦「終身生命（低解約返戻金型）」の加入限度

1人の被共済者につき、すでにご加入の「終身生命（低解約返戻金型）」や他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます（範囲内であれば複数加入することができます）。

「終身生命（低解約返戻金型）」のみの加入限度	1,000万円が限度（発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方または満15歳未満の方は500万円が限度）*4
------------------------	---

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	・発効時年齢が満15歳未満の方の場合：《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた死亡共済金額と「終身生命（低解約返戻金型）」の死亡共済金額を合わせて1,000万円*5が限度*4 ・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合：《あいぱらす》「終身生命（低解約返戻金型）」の死亡共済金額を合わせて1,000万円が限度*4 ・上記以外の方の場合：他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし
-----------------------	--

⑤「たすけあい」J2000円コースは事故死亡を含めた死亡共済金額が800万円となるため、発効日において満15歳未満の方の場合、「終身生命（低解約返戻金型）」J200万円コースのみ新規加入できます（《学生総合共済》にも加入している場合、「終身生命（低解約返戻金型）」は加入できません）。	⑥発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に携わっている方は加入できません。
--	---

⑦「終身医療」の加入限度	1人の被共済者につき、すでにご加入の「終身医療」や他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます（範囲内であれば複数加入することができます）。
--------------	---

「終身医療」のみの加入限度	入院共済金の日額10,000円が限度（発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方は入院共済金の日額5,000円が限度）
---------------	---

他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度	・加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の場合：《あいぱらす》「終身医療」の入院共済金額*6を合わせて日額5,000円が限度 ・上記以外の方の場合：《たすけあい》《あいぱらす》「終身医療」の入院共済金額*6を合わせて日額23,000円が限度
-----------------------	--

⑥「あいぱらす」がん入院共済金は含まれません。	⑦発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に携わっている方は加入できません。
-------------------------	---

## ⑧「割戻金」

決算後に剩余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法によりお支払いします。なお、割戻金は原則として契約終了時まで利息をつけて据え置きますが、共済期間中の請求も可能です。

## 2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者\*7です。  
②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位：①契約者の配偶者

第2順位以下：次の②～⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族／③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族／⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。  
③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

\*7 契約者の意思が確認できない状態となったときに、共済金の請求手続きや「終身医療」の掛け金の払込免除申請を代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

## II. 【注意喚起情報】ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

## 1. 契約申込の撤回（クーリング・オフ）

申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

\*電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申出ください。

## 2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務（告知義務）があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えてお申出ください。

## 3. 契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛け金が振り替えた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、振替日の翌日午前0時に契約が発効し、保障が開始します。ただし、事故（ケガ）に関する入院・手術共済金は、申込日の翌日以降に発生する事故（ケガ）によるものから保障の対象となります。

\*新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に実行する場合（初回掛け金とあわせて生協出資金を振り替える場合）、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヶ月分の掛け金と生協出資金を請求します。この場合、契約は生協出資金を含む金額が振り替えた日の翌日に発効します。

## 4. 掛け金の払込猶予期間

掛け金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛け金	2ヶ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛け金	4ヶ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

\*掛け金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛け金を合算して、次回の振替日に請求します。

## 5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないまたは「終身医療」で掛け金の払込免除としないことがあります。

## ●共済事由に該当しない場合

「終身生命（低解約返戻金型）」：被共済者の余命が6ヶ月以内と判断されない場合のリビングニーズ共済金等

「終身医療」：共済事業細則に定める「入院」の定義にあたらない入院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術等

## ●契約が無効となった場合

発効日において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、加入限度を超えていた場合（超過部分が無効となります）

## ●告知義務違反により契約が解除となった場合

告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となつた場合